

(請求人) 様

名古屋市監査委員	松 井	よしのり
同	森	ともお
同	小 林	史 郎
同	小 川	令 持

名古屋市職員措置請求について（通知）

令和 7年 4月17日に提出された 7監管第 4号の名古屋市職員措置請求について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 結 論

本請求は、地方自治法第 242条第 1項の請求要件を欠いており、これを却下する。

2 理 由

本請求は、市バス停留所に設置された系統図等の表示物（以下「本件表示物」という。）について、バスの進行方向等が記載されておらず、系統図としての機能を有していないことから、このような機能不全な本件表示物に対し公金を支出したことは違法又は不当であり、また、その状態を放置することは財産の管理を怠る事実該当するとして、支出に関与した職員に対する支出相当額の損害賠償請求等の措置を講ずるよう求めるものである。

ところで、地方自治法に規定されている職員措置請求（以下「住民監査請求」という。）は、地方公共団体の執行機関又は職員による違法又は不当な財務会計行為又は怠る事実（以下「財務会計行為等」という。）によって、地方公共団体に損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に、住民が地方公共団体の損害を補填するための措置又は当該行為を防止する等の措置を請求することができる制度である。

また、住民監査請求が適法なものとして受理されるためには、地方公共団体の執行機関又は職員による個別具体的に特定された財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示し、その事実を証する書面を添付しなければならないとされている。

本請求において、請求人は、著しく効率性を欠いた不当な支出であることや、住民福祉の増進義務に違反した不当な支出であること等を主張し、その根拠として本件表示物において進行方向や循環方向が不明瞭であること等を挙げているが、これらは私見を述べているにすぎず、財務会計行為等の違法性又は不当性を具体的に摘示しているとは言えない。

また、請求人は、本件表示物を放置することが、住民監査請求の対象となり得る財産の管理を怠る事実には該当する旨の主張をしているが、住民監査請求は先に述べたように、損害が発生した場合、あるいは発生するおそれがある場合に請求が可能な制度であり、本件表示物を放置することは、本件表示物の財産的価値に影響を与えるものとは認められないことから、住民監査請求の対象となり得る財産の管理を怠る事実には該当しない。

よって、本請求は、地方自治法第 242条に規定する住民監査請求の対象とはならない。

(監査事務局管理課)